

平成 20 年漁獲可能量 (TAC) に係る数量の改定及び
21 年 TAC の設定について
(海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更)

水産政策審議会・資源管理分科会 (2 月 27 日) において諮問どおり答申がなされたことから、同日付けで「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を変更し、以下のとおり、平成 20 年 TAC に係る数量の改定及び平成 21 年 TAC の設定を行った。

1 平成 20 年の漁獲可能量に係る数量の改定

(1) 「すけとうだら」について、根室海峡における漁獲状況等を踏まえ、TAC 数量及び知事管理分 (北海道) への配分数量を改定。

(単位：トン)

	現 行	変更後
漁獲可能量	237,000	239,000
うち北海道	86,000	88,000

(2) 「まさば及びごまさば」について、漁場形成状況等を踏まえ、知事管理分 (島根県) への配分数量を改定。

	現 行	変更後
島根県	17,000	26,000

(単位：トン)

(3) 「ずわいがに」について、日本海北部における漁場形成状況等を踏まえ、知事管理分 (山形県) への配分数量を改定。

	現 行	変更後
山形県	22	27

(単位：トン)

2 平成 21 年の漁獲可能量の設定及び配分

(1) さんまについて、前年同数の TAC 数量の下、大臣管理漁業及び知事管理漁業へ前年同数を配分。

(単位：トン)

漁獲可能量	455,000 (455,000)
うち大臣管理漁業	350,000 (350,000)
うち知事管理漁業 (北海道)	58,000 (58,000)
〃 (岩手県)	8,000 (8,000)

() 内は、前年の数量

(2) すけとうだらについて、平成 21 年漁獲可能量を設定。

(単位：トン)

漁獲可能量	224,000 (239,000)
うち大臣管理漁業	136,000 (148,000)
うち日本海	8,000 (11,000)
オホーツク海	27,000 (36,000)
太平洋	101,000 (101,000)
うち知事管理漁業 (北海道)	85,000 (88,000)

() 内は、前年の数量

※平成 21 年まさば及びごまさば、ずわいがにの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。